

令和9年度税制改正に関する意見 概要

基本的な考え方

- わが国経済は、成長型経済への転換に向けた重要な局面を迎えているが、中小企業は構造的な人手不足やエネルギー・原材料価格の高止まり、急激な為替変動等により、依然として厳しい経営環境におかれている。**資金調達手段が限られる中小企業にとって、成長投資や賃上げに向けたキャッシュフロー支援は不可欠であり、税制による強力な後押しにより、中小企業の「稼ぐ力」を強化し、投資と賃上げの好循環により政府が掲げる「強い経済」を実現すべき。**
- 中小企業は、地域経済やコミュニティを支える重要な役割**を担っており、**円滑な事業承継を通じて、長年培われた技術・経営資源を次世代へ繋いでいくことが不可欠**。承継後も投資や賃上げを推進できるよう、健全なキャッシュフロー維持のため、過大な税負担は回避するとともに、**取引相場のない株式の評価方法の見直しは、悪質な租税回避行為に限定すべき**。
- 「強い経済」と「財政の安定」を両立させるため、国内投資を拡大し、GDPの拡大と税収増を同時に達成する経済・財政の好循環をつくることが不可欠。さらなる円安の進行や急速な金利上昇を避けるため、給付付き税額控除および消費税率引下げ等の財源確保のために、**中小企業・小規模事業者の賃上げや成長投資に資する租税特別措置（以下、租特）を縮減・廃止すべきではない**。

I. 円滑な事業承継に資する税制

＜事業承継に悩む全ての中小企業が活用できる新たな事業承継税制の確立＞

- ・事業承継税制の特例措置の恒久化（一般措置の拡充）
 - 対象株式の引上げ（総株式数の最大3分の2まで → 全株式）
 - 納税猶予割合（相続の場合80% → 100%）
 - 後継者人数の拡大（1名 → 最大3名）
 - 雇用確保要件の弾力化（平均8割の雇用維持 → 実質撤廃）
 - 事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除 等
- ・幅広い層の中小企業の事業承継を促進するための制度拡充・創設
 - 成長志向企業に対して納税額を免除する措置の導入
 - 事業承継税制が使えない中小企業に対する一律の評価減制度の導入
- ・事業承継税制の活用促進に向けた見直し
 - 5年経過後の報告不要化、書類の一本化・簡素化および提出先のワンストップ化
 - 都道府県による年次報告の事前通知と、事前通知を行う旨の公表の徹底 等
- ・外国子会社株式の対象化
- ・信託を活用した株式の適用

＜中小企業の円滑な事業承継に資する、取引相場のない株式の評価方法の確立＞

- ・国税庁が示す残余利益方式は、地域経済を支える多くの中小企業の株式評価額が大幅に上昇する可能性があり、事業承継が崩壊するのではないかと強く懸念。政府の成長戦略である「強い経済の実現」「成長投資の拡大」に逆行。悪質な租税回避行為に限定した見直しを優先すべきであり、中小企業の実態に見合った評価や税負担に関する議論がないまま、評価体系全体の見直しには強く反対

＜円滑な事業承継に向けた税制の見直し＞

- ・事業譲渡の促進に向けたみなし配当課税の見直し
- ・相続税の基礎控除額の引上げ 等

II. 飲食料品の消費税率引下げ等

＜飲食料品の消費税率引下げの影響緩和に向けた支援＞

- ・総額表示義務の緩和（外税表示や本体価格の強調表示等）
- ・レジシステム、その他関連システムの改修費用の補助
- ・還付を受けるための税額の計算方法の柔軟化
- ・相談窓口の設置、専門家派遣等の支援体制強化 等

III. 自発的かつ持続的な賃上げを後押しする税制

＜中小企業向け賃上げ促進税制の延長・拡充＞

- ・賃上げ率に対するインセンティブ強化
- ・従業員の退職や入れ替わりによる影響を軽減する仕組みの導入

IV. 中小・中堅企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制

＜中小企業の設備投資を後押しする税制＞

- ・中小企業経営強化税制の延長・拡充
 - 成長を目指す中小企業の設備投資に対する控除率の引上げ
 - 建物取得の際の償却率・控除率、控除上限額の引上げ
 - 人材投資および労働環境改善に向けた設備の対象化 等
- ・中小企業投資促進税制の延長
 - 現行の簡素な手続きを維持したうえで確実な延長
- ・償却資産における固定資産税の廃止、特例措置の延長・拡充
- ・研究開発に使用する設備に対する固定資産税の減免措置の創設
- ・中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充 等

＜中小・中堅企業の新たな取り組みを後押しする税制＞

- ・事業のポートフォリオの転換・強化を促す税制措置の創設
- ・中小企業事業再編投資損失準備金（中堅・中小グループ化税制）の延長・拡充
- ・自社外も含めた人的投資を促進する税制措置の創設 等

V. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

＜中小企業向け租税特別措置の維持・拡充＞

- ・租特は、キャッシュフローの獲得と獲得したキャッシュフローを人的資本や投資に回す動機付けを一体的に推進する極めて重要な役割を担う。中小企業が国内投資を進め、賃上げに取り組もうとする中で、消費税率引下げの代替財源確保のため、法人税の増税や中小企業向け租特の縮減・撤廃はすべきでない

＜中小企業の事業環境の変化に対応するための税制＞

- ・交際費課税特例の延長・拡充
- ・商業地等に係る固定資産税の負担調整措置および条例減額制度の延長

＜中小企業の経営基盤強化に資する税制＞

- ・中小法人の税率の軽減措置（19% → 15%）の延長・恒久化
- ・企業の経営実態に即した償却方法の見直し（本則の基準額引上げ）
- ・中小企業による従業員教育や後継者教育を促進する税制措置の創設 等

＜租税特別措置適用企業名の公表反対＞

- ・経営基盤の脆弱な中小企業が取引上・競争上のリスクを恐れ、租特の利用を躊躇・断念することになりかねず、投資や賃上げが抑制される懸念から、個別の適用企業名の公表には反対

＜中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制措置への反対＞

- ・印紙税の速やかな廃止
- ・新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税の廃止
- ・留保金課税の中小企業への適用拡大には断固反対 等